

国立大学法人和歌山大学監事に関する規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 9 号

最終改正 平成27年 3月19日

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の監事の任免、任期及びその他必要な事項を定める。

(職務)

第2条 監事は、本学の役員として、組織規則第5条に規定する職務を行う。

(選任及び任命)

第3条 監事の選任は、学長が行い、文部科学大臣が任命する。

2 学長は、監事を選任する際は、学外者を含むものとする。

3 学長は、監事を選任した場合は、国立大学法人和歌山大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）及び国立大学法人和歌山大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に報告するものとする。

(任期等)

第4条 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期中に欠員が生じた場合は、後任者を選任することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第5条 学長は、監事が監事としての職務に堪えないと判断する場合は、文部科学大臣に解任を申し出ることができる。

2 監事の解任に関する詳細は、役員会にて定める。

3 学長は、監事が解任された場合は、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(給与等)

第6条 監事に係る給与、手当等については、国立大学法人和歌山大学役員給与規程による。

(退職手当)

第7条 監事が退職した場合は、退職手当を支給する。

2 退職手当の支給等に関しては、国立大学法人和歌山大学役員退職手当支給規程による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1623号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この改正規程の施行の際現に本学の監事である者の任期については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。